議案第１６０号

高田城三重櫓（やぐら）条例の一部改正について

高田城三重櫓（やぐら）条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年１２月３日提出

上越市長　　村　山　秀　幸

高田城三重櫓（やぐら）条例の一部を改正する条例

高田城三重櫓（やぐら）条例（平成５年上越市条例第１３号）の一部を次のように改正する。

別表一般の項中「３００円」を「３１０円」に、「１５０円」を「１６０円」に改め、同表高校生中学生の項中「１５０円」を「１６０円」に、「７０円」を「８０円」に改め、同表備考１小学生中「３００円」を「３１０円」に、「２２０円」を「２３０円」に、「１５０円」を「１６０円」に、「１１０円」を「１２０円」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

２　改正後の別表の規定は、令和２年４月１日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例による。